

令和 7 年第 5 回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和 7 年 5 月 28 日（水）

午後 1 時 30 分

場所・座間市役所 6 F 全員協議会室

第 5 回座間市農業委員会定例総会議事録

令和 7 年 5 月 2 8 日、第 5 回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 森 川 保 | 8 小 泉 聡 |
| 2 草 薙 初 夫 | 9 鈴 野 伸 吾 |
| 3 若 菜 成 之 | 1 0 吉 川 浩 正 |
| 4 曾 根 将 彦 | 1 1 市 川 芳 明 |
| 6 吉 川 稔 恒 | |
| 7 吉 川 充 | |

会議を欠席した委員

- | | |
|-----------|-------------|
| 5 池 上 元 徳 | 1 2 山 村 優 子 |
|-----------|-------------|

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

- 曾 根 覚 、 池 上 光 昭 、 野 島 喜代史

書記は次のとおり

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 事務局 長 | 中 村 政 秀 |
| 2 | 事務局次長 | 曾 根 和 士 |
| 3 | 庶務係 長 | 河 野 誠 |
| 4 | 主 事 楠 | 関 口 裕 介 |

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第9号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 議案第19号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 5 議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 議案第21号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 7 議案第22号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

それではただいまの出席委員は10人で定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 5 回座間市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは本日の議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配布されておりますとおり、定めましたのでご了承願います。なお 5 番池上元徳委員、12番山村優子委員から欠席の届けが出ておりますので報告をいたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第 1 8 条の規定により、6 番吉川稔恒委員、7 番吉川充委員の両名を指名いたします。

次に日程第 2、諸報告について事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは日程第 2 諸報告でございます。資料をご覧ください。

まずは、1 の会務報告です。今回は 4 月30日（水）から 5 月27日（火）までの概要でございます。

先月、4 月30日（水）、この場所におきまして、令和 7 年第 4 回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第 4 条 4 件 1 3 筆の農地転用、農地法第 5 条 6 件 1 0 筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2 件 1 6 筆、令和 8 年度県農林業施策並びに予算に関する要望についての以上 3 議案についてご審議ご承認いただきましたので、事後それぞれ所要の手続きをさせていただきました。

続きまして、5 月 4 日（日）に開催された座間市大風まつりの開会式に会長が来賓として出席されております。

5 月 8 日（木）には海老名市役所で県央地区農業委員会連合会通常総会が開催され、会長職務代理と私が出席いたしました。

5 月21日（水）には横浜市内で県農業会議の常設審議委員会が開催され、会長が出席されています。

同日、農地部会を開催し、本日の議案に対し、現地確認と事前協議を行いました。

5 月23日（金）には、農地利用最適化推進委員が市内のパトロールを実施してい

ました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計6件でございます。内容は資料記載の通りで、座間市農業委員会規則第11条の規定により処理いたしました。

諸報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第9号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 日程第3、報告第9号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和7年5月28日、座間市農業委員会事務局長、中村政秀。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

農地法第5条届出について、地目畑が2筆地積合計1,165㎡届出件数が2件でございます。

以上です。

議長 ただいま、報告がございました。

報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第4、議案第19号、農地法第3条の規定に基づく許可申請についてを議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第19号農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和7年5月28日 座間市農業委員会会長 小泉 聡

資料の2ページをご覧ください。譲渡人は、座間市入谷東一丁目■■■■■にお住いの■■■■■さん、譲受人は、座間市四ツ谷■■■■■にお住まいの■■■■■さんです。

土地につきましては、番号1、四ツ谷字天神堂■■■■■、登記地目、田、地積991㎡です。

場所は、資料の3ページの案内図をご覧ください。

四ツ谷配水管理所の南側に位置する市街化調整区域の田でございます。

譲受人の■■■■■さんですが、現在、田・畑合わせ7,300㎡の農地で奥さん、弟さんと共に農業経営を行っておられます。今回の申請農地は現在、貸借により耕作を行っておりますが、所有地に変更するために申請されたものです。購入後は、水稻作付けを行う計画となっております。

農地の状況としましては、お手元のタブレット又はテレビモニターにて、現況写真を用意しましたのでご確認をお願いいたします。

■■■■■さんの所有する農業機械は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機等を所有されております。

内容につきましては、以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、議案第19号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

市川農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 5月21日に農地部会で検討いたしました。概要は事務局の説明のとおりでございます。元々借りていた土地を所有権移転ということで農地部会では何ら問題ないという判断で意見がまとまりました。

議長 議案第19号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（稔）委員 ■■■■さんは、兼業農家で水稻などの作付けを行っており譲渡人とは貸借の関係性が既にあることを踏まえて農地の維持保全の点からも適正であると考えます。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑・ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第19号農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案部会長報告は、承認であります。

部会長報告のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第19号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第5、議案第20号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。

事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第20号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

別紙記載の者を、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第40条の7第2項の規定に基づき相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行したいので議決を求めます。

令和7年5月28日座間市農業委員会会長、小泉聡。

本件は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行に関する案件でございます。相続税の納税猶予は、農業を営んでいた方が亡くなって農地を相続する場合に相続人が今後も続けて農業を行うという条件のもとに、一定の相続税額の納税が猶予されるもので、相続人の農業者としての適格性を審査するものです。

内容は資料の4ページをお開きください。

まず、被相続人ですが、座間市四ツ谷■■■■■にお住いの■■■■■さんです。

相続開始年月日は、令和7年1月7日です。

次に相続人ですが、同住所にお住いの■■■■■さんです。

特例適用農地は、番号1から番号8までの四ツ谷にございます畑4筆、及び田4筆、合計8筆5,252㎡でございます。

場所は5ページから7ページの案内図をご確認ください。

ご自宅裏の市街化区域内の畑3筆と、ひまわりまつりの四ツ谷会場の南側に位置する畑1筆、鳩川の北側に位置する田4筆でございます。

農地の状況としましては、現況写真がありますのでご確認をお願いいたします。

■■■■■さんでございますが、今年1月に父の■■■■■さんが亡くなられ、息子の■■■■■さんが当該農地を相続され、農業を継続するため納税猶予を受けたく申請があったも

のです。

営農計画書では、ご自宅に隣接する畑ではネギ、キュウリ、じゃがいも等の作付け、下川原の畑では大豆、他では水稻を作付けする計画です。

■さんは相続以前よりご夫婦で農業経営されておりました、所有する農機具等につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機等を所有し、農業をされている方でございます。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第20号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。市川農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 5月21日に、農地部会で現地を見て議論いたしました。

概要は事務局の説明の通りでございます。今回初めての申請になるわけですが、農業機械の所有状況、田畑等の所有状況などを確認し適正に管理されていますので、問題ないということで、農地部会としては承認ということで意見がまとまりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 議案第20号の地区担当委員は吉川稔恒委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川（稔）委員 相続人は亡くなられた■さんの長男でこれまでも相続人が耕作をしてきたこと確認しております。そのことからこちらの申請は問題ないものと判断します。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。

ご質疑ご意見ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第20号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、本案、部会長報告は承認であります。部会長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 挙手全員。よって、議案第20号は原案のとおり承認することに決しました。

次に日程第6、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを

議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に、
委員が該当しますので、しばらくの間、退席をお願いします。

(委員退室)

議 長
事 務 局

それでは、事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

日程第6、議案第21号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営
を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和7年5月28日座間市農業委員会会長、小泉聡。

こちらの証明は、農地に係る相続税の納税猶予の特例を受けた場合に、3年毎
に税務署に提出する引き続き農業経営を行っている旨の証明でございます。

内容については、資料の8ページをご覧ください。

まず、申請人ですが、座間市座間1丁目 にお住いの さん。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年6月30日から令和7年5月28
日まで。

特例適用農地につきましては、番号1から番号13に記載の田、畑、13筆の合計
9,013.39㎡でございます。

場所については、案内図9ページから16ページでございます。

中河原橋の西側の田1筆、主要地方道藤沢座間厚木線の南側の田3筆、中河原の
交差点の北側の田2筆、主要地方道藤沢座間厚木線の北側の田2筆、主要地方道町
田厚木線相武台入谷バイパス北西側の田1筆及び畑2筆、入谷駅西側の畑1筆、相
模が丘西保育園の南側の市街化区域内の畑1筆の計13筆でございます。

農地の状況としましては、現況写真がありますのでご確認をお願いいたします。

さんは平成24年に当該農地を相続され、今回が4回目の申請となります。農業
経営としましては、本人と、農業委員で長男の さん、及びご兄弟によりまして、
水稻作や露地野菜を作付し、農業経営を行っております。

また、農機具は、トラクター、バインダー、耕耘機、田植え機などを所有して
おります。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま、議案第21号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理

由並びに補足説明がございました。本案はさきの農地部会において協議検討されております。

市川農地部会長より協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 これも同じく21日の農地部会で検討いたしました。

申請人の所有農地特例適用農地については適切に管理されておりますので、特に問題になることはありませんでした。承認ということで意見がまとまりました。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 議案第21号の地区担当委員は森川保委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

森 川 委 員 部会長からお話があった通り、先週5月21日の農地部会にて現地の確認を行いました。田や畑についてはきれいに管理されておられました。特に問題ないかと思います。

以上でございます。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第21号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は承認であります。部会長報告の通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、 の入室を許可します。

(入室)

議 長 ただいま、議案第21号引き続き農業経営を行っている旨の証明についてにつきましては、全員の賛成で承認しましたので、申し上げます。

次に日程第7議案第22号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、を議題といたします。

事務局より、提案理由並びに補足説明を求めます。

事 務 局 日程第7、議案第22号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和 7 年 5 月 28 日座間市農業委員会会長、小泉聡。

内容は資料の 17 ページをご覧ください。

申請人は、座間市新田宿 ■■■■ にお住まいの ■■■■ さん、座間市新田宿 ■■■■
■■■■ にお住まいの ■■■■ さん、座間市新田宿 ■■■■ にお住まいの ■■■■ さんか
らの申請でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 3 年 12 月 28 日から令和 7 年 5 月 28 日
まで。

特例適用農地につきましては、番号 1 から番号 7 までの新田宿でございます、田・
畑 7 筆、合計 3,029㎡です。

場所につきましては、18 ページ、19 ページの案内図をご覧ください。

新田宿中島にある新田宿公民館の西側に位置する市街化区域の田 4 筆、第二座間苑
の北側の畑 1 筆、座架依橋の南側に位置する畑 2 筆でございます。

現況は写真でご確認ください。■■■■ さんでございますが、平成 30 年に父 ■■■■ さんが
亡くなられ、娘 3 名共有で相続し、今回が 2 回目の引き続きの証明です。

■■■■ さん、■■■■ さん、■■■■ さんは、父 ■■■■ さんが亡くなられる前から農業に従
事されており、現在も 3 人で協力して農作業を行い、農地を管理しているとのこと
です。

農機具等につきましては、トラクター、耕運機、田植え機等を所有し、農業をされ
ている方でございます。

内容につきましては、以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第 22 号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理由
並びに補足説明がございました。

本案は、先の農地部会において、協議検討されております。

市川芳明農地部会長より、協議概要の報告を求めます。

市川農地部会長 この件につきましても農地部会で協議検討してまいりました。概要につきましては
事務局の説明のあった通りです。一つ問題になったのは、女性 3 人で耕作していける
のか、という点で農地部会で協議がございました。今回 2 回目ですけれども、今までも
3 人で管理できたと、現況を見ても荒らさずに維持管理されているため、これからも
引き続き、3 人で管理していただくように事務局に申し添えていただくという結論
で、意見がまとまりましたので報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

議 長 議案第22号の地区担当委員は若菜成之委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

若 菜 委 員 一昨日現地の確認をいたしました。見てきたんですけれども、全体的には賛成なんですけれども、きれいにやりすぎているですよ。畑にしても田にしても、ものすごくきれいなんですよ。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見等を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ご意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑を打ち切り、これより、採決を行います。

議案第22号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案部会長報告は承認であります。部会長報告の通り承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

それでは、先日、農地利用最適化推進委員で農地パトロールを実施していますので、池上光昭推進委員から報告を求めます。

池上推進委員 それでは、5月23日に実施したパトロールの結果等を報告します。

パトロールは、推進委員3人と事務局1人で、昨年度末に新規就農した横浜市にお住いの■■■さんと横須賀市にお住いの■■■さんの四ツ谷の圃場を見てまわりました。お二人とも、きちんと管理を行っており、良好な耕作を行っていることを確認いたしました。今後も引き続き圃場の確認を行います。

議 長 報告ありがとうございました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございますか。

事務局から何かありますか。

その他

・あっせん希望農地について

・令和7年座間市農業委員会事業計画について

議長 長 ほかには何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 以上で、令和7年第5回座間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

午後2時8分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

6 番 _____

7 番 _____